

令和3年(2021年)4月30日

公益財団法人札幌市生涯学習振興財団

### 就業規則違反に伴う財団職員の懲戒処分等について

下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いました。

当財団としては、今回の事態を重く受け止め、職員の服務規律の遵守について、より一層の徹底を図るとともに、再発の防止に努めてまいります。

#### 記

##### 1 事案の概要

当財団職員が、札幌市生涯学習センター事務室に設置している業務用駐車券認証機を私的理由により使用し、駐車料金の支払いを免れていたことが判明しました。

##### 2 処分日

令和3年4月30日

##### 3 被処分者等

- (1) 男性 40歳代 停職（出勤停止）10日 （令和2年6月～8月 28,800円分）
- (2) 男性 40歳代 訓告 （令和2年6月～8月 8,000円分）
- (3) 男性 40歳代 厳重注意 （平成28年10月 400円分）
- (4) 管理監督者（2名）厳重注意

※駐車料金については、当該職員から既に返還が行われています。